



大阪
社会
保険
時報



水の国

緑の惑星・地球のなかで選ばれた「水穂の国」に住む私たちは、たくさんの幸せを受けている。とはいうが、最近の天変地異で水に苦しめられているのは皮肉である。幾百年も関わりあった先人の知恵は、多くの言葉で戒めを残してくれている。これを土台に私たちは豊かな日常を享受しているのだ。水穂の国の民は、天から授かる恵みをこんな風景にまで巡回させ生かしているのだから。(長谷寺にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 平成28年4月分からの年金額の改定について
- 平成28年度の算定基礎届は7月1日(金)～11日(月)までに提出してください
- 「賞与支払届」はすみやかに提出してください
- 協会けんぽからのお知らせ ・整骨院・接骨院(柔道整復師)の正しいかかり方
・健康保険の資格取得・喪失時のお知らせ ・傷病手当金・出産手当金支給申請書の記入にあたって
- 「ねんきんネット」のご利用登録を!

職場内で回覧しましょう



平成28年4月分からの 年金額の改定について

平成28年4月分（6月15日支払分）からの年金額は、法律の規定により、物価、賃金によるスライドは行われず、平成27年度から据え置きとなります。

ただし、平成27年10月に施行された、被用者年金一元化法により、年金額（年額）の端数処理がそれまでの100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に変更となったため、平成28年4月分より、基礎年金が満額でない方の年金額や厚生年金の年金額については、年額で50円以下（月額4円以下）の増減が生じることとなり、年金額が変更となります。



平成28年度の算定基礎届は 7月1日(金)～11日(月)までに提出してください

(提出日が指定されている事業所はその日にご提出ください)

健康保険・厚生年金保険では、被保険者の「標準報酬月額」を、実際に受けた報酬に合わせて毎年9月に決定し直します。

決定し直された「標準報酬月額」は、原則9月～翌年8月までの1年間固定され、納めていただく保険料額の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

事業主の方は、7月1日現在で使用している全被保険者(*)について、4月・5月・6月に支払った報酬を「被保険者報酬月額算定基礎届」に記入し、7月1日～11日（または指定された日）に提出してください。6月下旬に、あらかじめ被保険者の氏名などが印字された届出用紙が、日本年金機構より送付されますので、期限内のご提出をお願いします。

*提出する年の6月1日以降に資格取得された方など、一部の方については今年度の算定基礎届の対象外です。



ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

「賞与支払届」は すみやかに 提出してください



被保険者に賞与を支払ったときは、5日以内に「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を事務センターに郵送することになっています。（管轄の年金事務所の窓口でも提出は可能です）

登録されている賞与支払予定月の前月に、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した届出用紙が日本年金機構より送付されますので、支払年月日や支給額などを記入し提出してください。

なお、登録されている賞与支払予定月に賞与の支払いがない場合でも、「被保険者賞与支払届総括表」の提出は必要です。

また、「賞与支払届」は届出用紙による届出のほか、電子媒体（CD・DVD等）による提出や電子申請もご利用いただけます。



対象となる賞与

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下支給のものをいいます。年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象です。

また、労働の対償とみなされない結婚祝金、病氣見舞金等は対象外です。

協会けんぽからのお知らせ

整骨院・接骨院(柔道整復師)の正しいかかり方

整骨院・接骨院での施術は、健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。

健康保険が使えます

一部自己負担

急性または亜急性による外傷性の骨折・脱臼・ねんざ・ざしょう(肉ばなれなど)

※骨折・脱臼は、応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。

健康保険が使えません

全額自己負担

- × 日常生活での単なる肩こり、筋肉疲労、体調不良
- × 神経痛、リウマチ、ヘルニアなどの慢性の病気
- × 脳疾患の後遺症などの慢性病
- × スポーツなどの肉体疲労からの回復目的
- × 工作中的のケガ(労災保険等の適用)
- × 病院や診療所などで、同じ負傷を治療されている場合

重要

- ① 負傷の原因を正しくはっきりと伝えてください。
- ② 療養費支給申請書には患者さんご自身で署名してください。
- ③ 領収書は必ず受け取り、大切に保管してください。
- ④ 施術が長期にわたる場合は、内科的要因が考えられるため、医師の診断を受けてください。



お願い

協会けんぽでは、整骨院・接骨院から提出された療養費支給申請書について、施術を受けた加入者さまに、負傷原因や施術内容について、文書または電話で確認させていただく場合があります。健康保険の適正な運営のため、ご協力をお願いいたします。

健康保険の資格取得・喪失時のお知らせ

退職等のごとき

健康保険の資格を喪失したときは

退職などで健康保険の資格を喪失したときは、被保険者(ご本人)、被扶養者(ご家族)両方の保険証等が使用できなくなります。

すみやかに返却し、新しい健康保険への加入手続きをしてください。

※資格喪失後に保険証を使用して医療機関等で受診されますと、民法上の不当利得に該当し、ご本人には協会けんぽで負担した医療費を返還していただくこととなります。

就職等で新規加入したとき

資格証明書についてご確認ください

新しい保険証がお手元に届く前に、事業主さまにて、独自に資格取得日を記載した「資格証明書」を交付されているケースがありますが、医療機関に受診する場合は、日本年金機構にて作成された「資格証明書」以外は、無効となります。

※退職後、国民健康保険等へ加入するために必要な健康保険の喪失証明書は、勤務先の事業主さま、または年金事務所にご相談ください。

全国健康保険協会 大阪支部

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

協会けんぽからのお知らせ

お願い

傷病手当金・出産手当金
支給申請書の記入にあたって

傷病手当金・出産手当金は、被保険者さまから提出された申請書をもとに審査を行い、支給決定しています。以下に記載する項目は支給決定のうえで大変重要な項目です。給付金を正しく・スムーズにお支払いするため、被保険者さま・事業主さまともに申請書の適正なご記入にご協力をお願いいたします。



事業主さまにご留意いただきたいところ

事業主証明欄

- 所定労働日数…………… 欠勤控除方法で「欠勤日数／所定労働日数」と記載があっても、所定労働日数が何日であるかわかりません。
「欠勤日数（7日）／所定労働日数（21日）」のように実数をご記入ください。
- 給与・手当の単価…………… 賃金計算期間の賃金支払い状況をご記入の際に、給与・手当類の単価を必ずご記入ください。
- 法人の場合の事業主印… 事業主さまが証明するところには、会社印や私印ではなく、事業主印を押印してください。



被保険者さまにご留意いただきたいところ

被保険者記入欄

- 振込先指定口座…………… ゆうちょ銀行の場合、支店名は漢数字（例・四一八支店）です。
- 傷病名…………… 医師証明欄に傷病名が記入されていても省略できません。
- 申請期間…………… 医師証明欄に労務不能と認めた期間が記入されていても省略できません。

傷病手当金には審査があります

傷病手当金は「療養のための労務不能」であることが支給要件になります。受診が少なかったり、医師の指示・指導に従わない等の場合は支給要件を満たさず、傷病手当金をお支払いできない場合があります。早期回復のために適切な受診・服薬を行いましょう。



お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪

検索

「ねんきんネット」のご利用登録を！

1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

2 「ねんきんネット」サービスご利用登録

●アクセスキーとは…

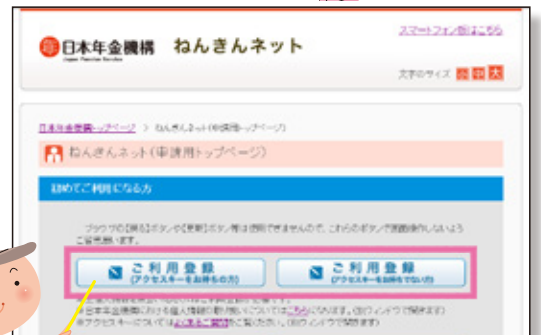
お客さまの誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。



「ねんきんネット(申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



スマートフォンの方はこちらからアクセスできます。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144